

## [事案 29-230] 契約解除取消請求

・平成 30 年 9 月 20 日 和解成立

### <事案の概要>

募集人の不告知教唆等を理由に、告知義務違反による契約解除の取消しと給付金の支払いを求めて申立てのあったもの。

### <申立人の主張>

脳の腫瘍により A 病院に入院し、放射線治療および放射線治療後の嚥下障害による手術を受け、その後、別の腫瘍により B 病院に入院したので、平成 28 年 8 月に代理店を通じ契約した医療保険および先進医療特約にもとづき給付金を請求したところ、告知義務違反を理由に契約が解除され、給付金も支払われなかった。しかし、以下の理由により、契約の解除を取り消し、給付金を支払ってほしい。

- (1) 告知前に募集人に対し、耳の異常で通院していることや精神疾患による通院歴があることを相談したところ、大丈夫と言われたので、告知しなかった。
- (2) 医師から腫瘍について告げられたのは告知日の後であるので、不告知は自分の故意や重大な過失によるものではない。
- (3) 不告知であった罹患歴および投薬と、給付金請求の原因疾病である脳の腫瘍との間に因果関係はない。

### <保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 告知前、募集人は申立人から耳の罹患歴は聞いていたが、当時治療中であるとは聞いておらず、以前メンタルケアを受けていたとも聞いたが、具体的な疾患名は聞いていない。加えて、具体的な告知書の回答方法の指示もしていない。
- (2) 契約の解除は、耳の異常で告知日の直前まで受診し投薬治療を受け、また MR I 検査を勧められていたこと、過去 5 年以内に精神疾患で受診し、継続的に投薬治療を受けたことが不告知であったためである。
- (3) 申立人は、MR I 検査を勧められたことをきっかけに、各腫瘍の診断・治療に至っているので、不告知であった事実と給付金の請求原因である疾病との間には明らかな因果関係が認められる。

### <裁定の概要>

#### 1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、告知の際に不適切な対応がなかったか等、契約時の状況を確認するため、申立人および募集人に対して事情聴取を行った。また、医学的判断の参考とするため、独自に第三者の専門医の意見を求めた。

#### 2. 裁定結果

上記手続の結果、申立人の告知義務違反が認められる一方、募集人が不告知教唆等を行ったとは認められず、告知義務違反解除の原因となった事実と給付金請求の原因となった疾病に因果関係がないとも認められないが、以下の事情および紛争の早期解決の観点から、本件は和解により解決を図ることが相当であると判断し、和解案を当事者双方に提示し、その受諾を勧告したところ、同意が得られたので、手続を終了した。

- (1) 募集人は、告知時もしくは告知直後に、申立人から耳の通院歴およびメンタルケアの受診歴についての告知書上の取扱いを相談されているが、支社に電話で確認し、告知書の作成後ではあったが申立人に問題ない旨を伝えたと事情聴取で述べている。
- (2) 募集人が、支社に電話でいつどのような確認をしたのかは認定できないが、被保険者が告知した内容は保険会社（の所管部門）が判断するものであり、前述のような対応を行うことは事後のトラブルのもとになりかねない。